

平成25年台風18号における災害対策に関する意見書の提出について

9月15日から16日にかけて襲来した台風18号は、全国で初めて特別警報が発令され、本市においても避難指示が発令されるほどの記録的な豪雨により、土砂崩落、河川の氾濫、溢水による家屋への浸水、交通の遮断等により市民生活へ影響を与え、また、本市の基幹産業である農林業施設の損壊や農作物に被害を与えたほか、土木、商工関係などにも多大な損害をもたらした。

近年、記録的な集中豪雨による被害が全国的に発生する中、これまで数十年にもわたり河川改修を要望してきたにもかかわらず、県の河川対策が遅々として進まないことが、被害を大きくしたと言わざるを得ない。

よって県におかれては、市民の生活における安心と安全を守るため、下記事項を早期に実行されるよう強く求める。

記

1. 日野川、蛇砂川の河川改修を早期に完成すること。
2. 白鳥川の完全整備を行うこと。完成するまでの間、繁茂する雑木の除去、土砂の浚渫を早期に実施すること。
3. 今回被害が発生した地区住民の生活環境の安定を速やかに確保すること。
4. 災害復旧や被災施設に対する財政支援を講ずること。
5. 農作物の冠水による品質低下や、生育不良による生産所得の減少に対する対策を講ずること。
6. 今回冠水した居住地を水害から守る対策を講ずること。
7. 山林の崩壊については、早急に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年 9 月 25 日

近江八幡市議会議長 善住 昌弘

滋賀県知事 嘉 田 由紀子 殿
滋賀県議会議長 宇 賀 武 殿